



## 第2章 保護や援助を必要とする子どもへの支援等

### 1 児童虐待防止対策の充実

#### 現状・課題

##### ① 児童虐待防止のために、社会全体での子育て支援が必要

児童虐待が起こる背景としては、経済的な問題や複雑な家庭環境、地域における人間関係の希薄化など、社会情勢が変化する中で、家庭での子育てを取り巻く状況が変化していることが挙げられます。

児童虐待を防止していくためには、社会全体で子育てを支援していく必要があります。

(参考)

##### ◎ 児童虐待相談対応件数が増加

本県の児童相談所が対応する児童虐待相談件数は増加しており、児童虐待防止に向け、更なる対応の充実が望まれています。

【児童虐待相談件数の推移】

(単位：件)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
熊本県	144	274	278	265	307	298	287
全国	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
熊本県	320	391	354	663	708	663	597
全国	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,765

#### 具体的施策

##### ①-1 児童虐待に対する県民意識の醸成・啓発

県ホームページ、ラジオ等の県政広報番組などの媒体を活用して、児童虐待についての理解や通告義務の周知を図るとともに、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」に関係機関と連携したシンポジウムやキャンペーン等を開催し、児童虐待の防止に向けた機運の醸成を図ります。

### ①-2 人材育成及び市町村への支援

子ども相談員、主任児童委員、保育士等を対象とした研修会の開催等により地域の人材の育成を図るとともに、養育支援を行うことにより児童虐待の未然防止につなげる「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」「養育支援訪問事業」の実施市町村の拡大を図るなど市町村への支援を行います。

### ①-3 関係機関のネットワーク強化

児童虐待防止の最も身近な窓口である市町村において、「要保護児童対策地域協議会」（※）の機能が十分に発揮されるよう、研修の充実等による活動支援を行うとともに、県、熊本市、児童相談所、県警察本部など関係機関による一層の連携強化を図ります。

※要保護児童対策地域協議会

要保護児童及びその家庭について、児童福祉間の関係者間で情報の交換と支援の協議を行う組織。

### ①-4 児童相談所の体制の充実及び専門性の強化

児童虐待対応の中核を担う機関である児童相談所について、児童福祉司や児童心理司の体制充実と専門性の向上を図るとともに、児童虐待通告への迅速な対応や被虐待児童への適切な援助方針策定のための環境整備等、児童相談所機能の充実強化を図ります。

### ①-5 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

もとより児童虐待による死亡事例等の重大事態を発生させないことが重要ですが、万が一そのような事例が発生した場合には、外部有識者による検証委員会等により適切な検証を行うとともに、再発防止に向けた実効性のある取組みを進めます。また、市町村による検証が行われる場合には、客観的かつ専門的な検証となるよう、必要な支援を行います。

#### 数値目標

項目	現状（H25）	目標値（H31）	目標設定の考え方
死亡又はそれに準ずる重篤な児童虐待事例の発生件数	0	0	虐待による死亡又は重篤なケースが起きないように、児童虐待の予防、早期発見等を図る

## 2 社会的養護体制の充実

### 現状・課題

#### ① 家庭的な環境で児童の養育を進めていくことが求められている

家庭的養護の推進については、「できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で行われる必要がある」という考え方のもと、原則として家庭的養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等）も、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが求められています。

全国的な状況と同様に、本県における社会的養護は施設9割、里親等1割となっており、家庭的養護の推進のための取組みの強化が必要です。

（参考）

#### ◎ 社会的養護の役割と方向性

児童養護施設や里親などで養育を行う社会的養護は、家庭での適切な養育を受けられない子どもについて、「子どもの最善の利益のために」、「社会全体で子どもを育む」という理念のもと、子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障する重要な役割をもっています。

平成23年7月、国においてとりまとめられた「社会的養護の課題と将来像」においては、①家庭的養護の推進②専門的ケアの充実③自立支援の充実④家族支援、地域支援の充実という基本的方向性が示されました。

### 具体的施策

#### ①-1 家庭的養護の推進

施設9割、里親等1割である社会的養護の現状を、将来的には、施設の「本体施設」、「グループホーム」「里親・ファミリーホーム」の割合をそれぞれ3分の1程度とすることを目指し、平成27年度から平成41年度までの15年間を計画期間として、本県における家庭的養護を推進するための「熊本県家庭的養護推進計画」を策定し、その実現に向けて、施設の小規模化や里親の新規開拓、ファミリーホームの整備推進などの取組みを進めていきます。

### ①-2 児童養護施設等における専門的ケアの充実

社会的養護が必要とされる子どもについては、虐待等により、愛着形成の課題や心の傷を抱えている子どもも多く、発達障がいや知的障がいを有する場合もあることから、より専門的なケアが可能となるよう、本体施設の高機能化が求められています。

このことから、心理療法担当職員、基幹的職員、家庭支援専門相談員などの専門職員の充実と資質向上を図ります。

### ①-3 自立支援の充実

社会的養護が真にその求められる機能を発揮するためには、児童養護施設や里親のもとで育った子どもが、できる限り、その後の社会生活においてスムーズに自立していけるような支援が必要です。

このことから、大学や専門学校等への進学のための費用について支援するとともに、退所後の自立に向けた支援がより受けやすくなるよう、20歳に達するまでの措置延長制度を積極的に活用します。また、施設退所後の生活不安等に対応するアフターケア機能の充実を図ります。

### ①-4 家庭支援及び地域支援の充実

児童養護施設等で生活している子どもの親子関係の再構築の支援や、地域の里親の支援という観点から、児童養護施設等のソーシャルワーク機能を高め、地域の社会的養護の拠点として、家族支援、地域の里親への支援の充実を図っていくことが必要です。

このことから、各施設の家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員の充実と専門性の向上を図ります。

### ①-5 児童福祉施設等における子どもの権利擁護

児童養護施設等で生活する子どもの権利擁護の強化を図るとともに、被措置児童等虐待が起きないように、施設はもとより児童相談所などの関係機関が連携して、職員の資質向上や援助技術の向上を図ります。

また、施設自らがケアの質の向上を図る取組みとして、義務化された第三者評価の積極的な受審と評価結果の活用を働きかけます。

## 数値目標

項 目	現状 (H25)	目標値 (H31)	目標設定の考え方
里親委託率	9.2%	15.5%	家庭的養護を推進するため、社会的養護を必要とする子どもの里親委託率を引き上げる

### 3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

#### 現状・課題

- ① **安定的な雇用と収入の確保のため、経済的な支援が求められている**

ひとり親家庭等の就業を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあり、仕事と家庭の両立に困難さを抱えている場合が多く、特に、母子家庭においては、54.2%が不安定な非正規雇用者であり、よりよい就労条件を確保するために、技能訓練の実施や、資格取得のための経済的な支援が求められています。
- ② **仕事と子育ての両立のためのサービスの充実が求められている**

ひとり親家庭の親は、子育てと生計をひとりで担うことになるため、安定的な就業を実現するためには、他の家庭以上に保育サービスの確実な提供や、子どもの居場所づくり、病児、病後児に対する保育サービス提供の充実が求められています。
- ③ **孤立化防止と社会的理解の促進が必要**

ひとり親家庭等の孤立化を防止し社会的な理解を促進するためには、誰もが相談しやすい相談窓口や、インターネット等で気軽に情報を取得できる環境を整備していくとともに、社会全体でひとり親家庭等を支えていく意識を啓発していくことが必要です。
- ④ **養育費確保に繋げるための支援が必要**

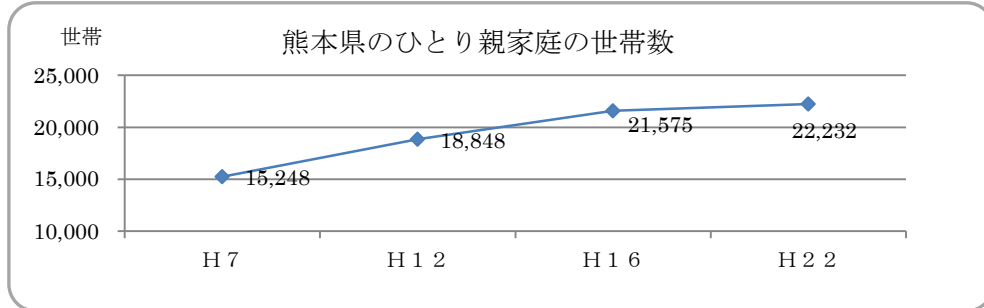
養育費については、取り決めをしている人の割合は少なく、また、取り決めをしても実際に取得する人は少ない状況にあり、このことが、ひとり親家庭の子ども達の養育環境を厳しいものとしている要因のひとつとなっています。養育費を取決め、確実な取得に繋げるための支援が必要です。
- ⑤ **子どもたちの学びを支えていく仕組みづくりが求められている**

厳しい経済状況を背景に、多くのひとり親が子どもの教育や進学に悩みをもっています。子どもたちが夢を持ち、その夢を叶えることができる社会を実現するために、地域の中でひとり親家庭の子どもたちの学びを支えていく仕組みづくりが求められています。

(参考)

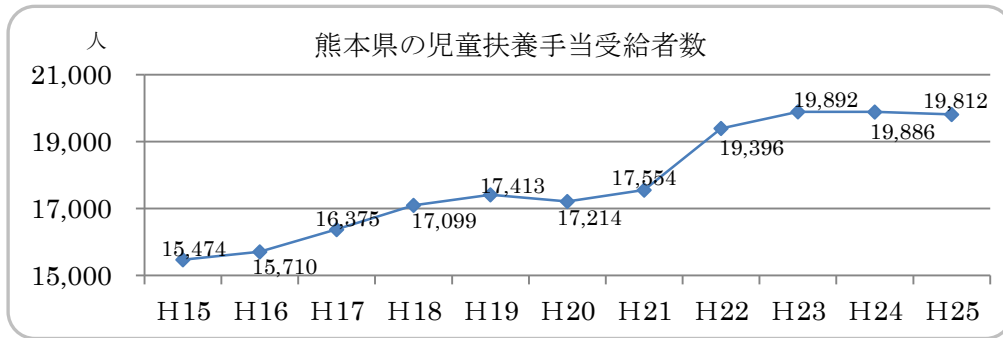
◎ ひとり親家庭の世帯数

ひとり親家庭の世帯数は、年々増加しています。



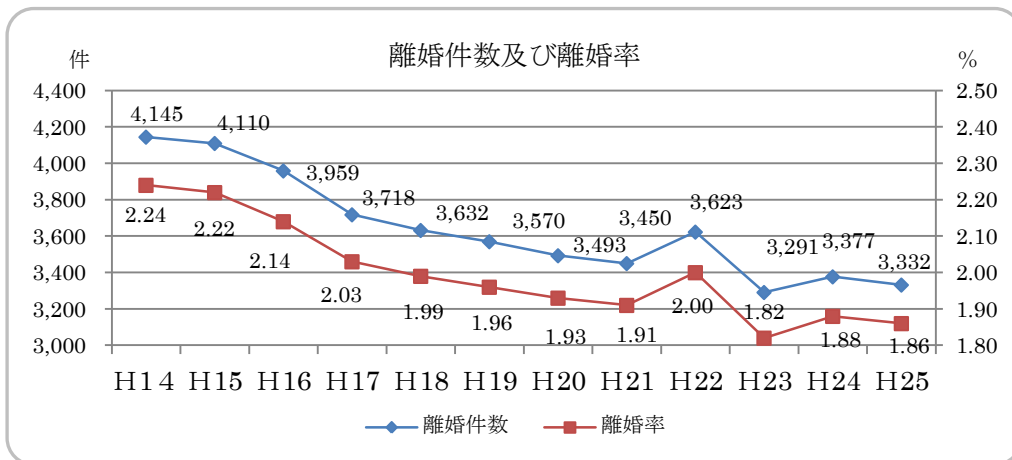
◎ 児童扶養手当受給者数

ひとり親世帯の増加に伴い、児童扶養手当の受給者数も年々増加しています。なお、平成 22 年度には、支給対象が父子家庭にも拡大されました。



◎ 離婚件数及び離婚率の推移

ひとり親家庭になった原因は、離婚が9割近くを占めています。本県の離婚件数、離婚率は平成 14 年度のピーク時と比較すると減少しています。



## 具体的施策

### ①-1 就業支援策の推進

「熊本県母子家庭等就業・自立支援センター」を中心に、資格取得や能力開発を目的とした講習会を開催するほか、就業支援員による一人ひとりの能力、適性に合った就業支援を行います。

また、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親や寡婦の資格取得を支援します。

さらに、特定求職者雇用開発助成金等の制度を活用しながら、雇用主に対する理解の促進と雇用の推進を図っていきます。

### ①-2 経済的な支援の推進

児童扶養手当の適正な支給を行い、ひとり親家庭等の家計を支えるとともに、医療費自己負担額の一部を助成する「ひとり親家庭等医療費助成事業」を推進します。

併せて、一時的な生活資金等の不足に対応するため、修学、医療、介護、住宅補修等に対応できる母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行います。

### ② 子育て支援策の推進

安心して仕事と子育てが両立できるよう、保育サービスの確実な提供と、病後児保育など一時的な預かりの仕組みを拡げていきます。

また、病気の時などに家事や育児の支援を行う日常生活支援事業の実施など、様々な角度から生活を支えています。

### ③-1 相談機能の強化と情報提供の充実

母子・父子自立支援員を中心に町村、母子家庭等就業・自立支援センター、民生委員・児童委員等と連携を図りながら、問題解決のため適切な援助及び情報の提供を行います。

また、ホームページや定期的なメールマガジンの発信など多様な方法により、就業をはじめとした様々な情報提供を行うとともに、ワンストップで情報の入手ができるように関係機関との連携を図ります。

### ③-2 交流の促進

平成 23 年 8 月に知事自らが隊長となり結成した「ひとり親家庭等応援隊」の活動を更に活発化させ、ひとり親家庭等に対する理解を促進し、社会全体で支える取組みを進めています。また、NPO 法人等とも連携しながら、



ひとり親家庭等の交流を進めていきます。

#### ④ 面会交流や養育費確保の支援

母子家庭等就業・自立支援センターでの面会交流支援事業の実施や、特別相談事業（養育費相談）等を通じて、養育費の確保や適切な面会交流の実現を支援していきます。

#### ⑤ 子ども達の学習の支援

ひとり親家庭の子ども達が夢を叶えることができるよう、地域の公民館や社会福祉施設などで、退職された教員の方などが子ども達に勉強を教える「地域の学習教室」や、ひとり親家庭の子ども達が学習塾で受講料の割引を受けることができる「ひとり親家庭応援の塾」など、地域や企業団体と連携し、学習を支援する取組みを進めていきます。

### 数値目標

項目	現状 (H25)	目標値 (H31)	目標設定の考え方
自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金による訓練修了率	88%	100%	最終年度までに 100%達成を目指す
ひとり親家庭等日常生活支援事業実施市町村数	12	18	毎年 1 市町村の増加を目指す
ひとり親家庭応援の塾登録箇所数・生徒数	107 箇所 1,071 人	200 箇所 1,200 人	第 3 期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の目標値

## 4 障がい児施策の充実等

### (1) 地域の療育支援体制と医療体制の整備

#### 現状・課題

#### ① 地域の療育支援体制の整備が必要

身体障がいや知的障がい、発達障がいのある子どもたちが学校生活や社会生活を円滑に送るためには、保護者を含めた周囲の支援者になるべく早い段階で子どもの障がいの特性に気づき、医師の診療や専門家による療育等の支援を受けることが大切です。

そのために本県では、1次圏域から3次圏域までそれぞれの圏域における療育支援体制を構築しています。具体的には、3次圏域においては高度な医療や高い専門性を活かした療育を行うことで2次圏域を支援することも総合療育センターや発達障がい者支援センター（3次圏域）が、2次圏域においては1次圏域を支援する地域療育センター等（2次圏域）が、また1次圏域（市町村の区域）においては、身近な地域で必要な時期に適切な療育を受けることができる児童発達支援事業所等（1次圏域）があります。

しかし、医師の診療や専門家の療育を希望する人が多くなったことや、専門の医療機関や療育関係機関が少ない地域もあり、更なる整備が必要とされています。

【圏域毎の現状】（利用定員と設置数）平成26年3月末現在（熊本市を除く）

1次圏域	児童発達支援事業所	350人（36箇所）
	放課後等デイサービス事業所	460人（45箇所）
2次圏域	地域療育センター	10箇所
	児童発達支援センター	75人（4箇所）
3次圏域	こども総合療育センター	1箇所
	発達障がい者支援センター	2箇所

#### ② 発達障がいについての医療体制の整備等の支援施策の充実が必要

市町村が行う乳幼児健康診査で子どもの発達障がい疑われ専門の医療機関での診療等を助言される場合が多くなっていますが、診療する医療機関が少ないためこども総合療育センターなどの専門の医療機関では、受診の申込みから診察までの待機期間が2カ月を超えるような状況にあります。

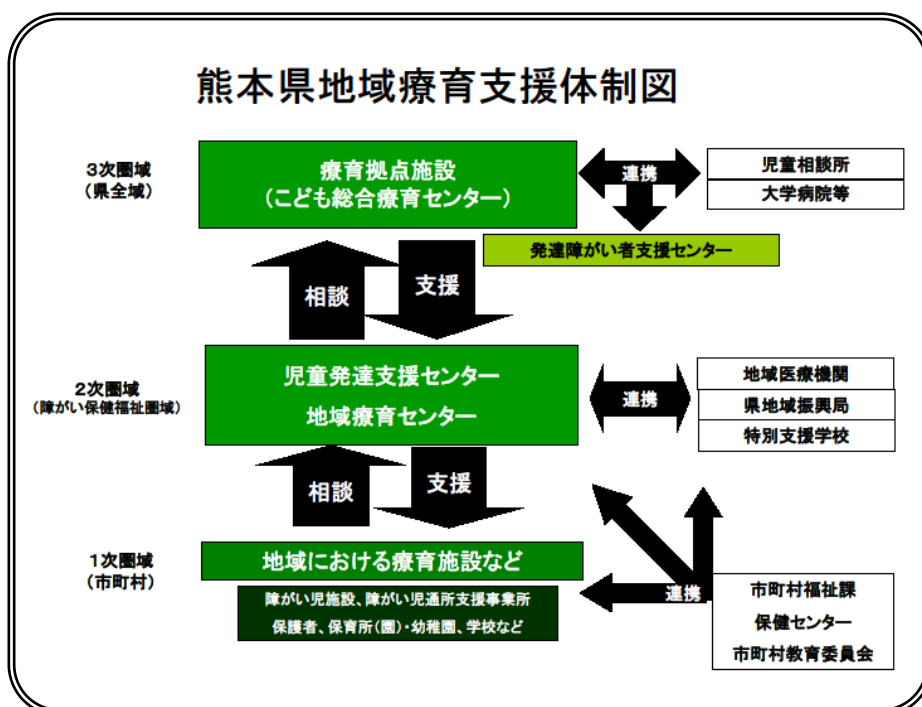
子どもが健やかに育ち、その家族が安心した生活を送れるようにするためには、身近な地域でいつでも診療が受けられる医療体制や適切な時期に療育が受けられる支援体制の整備が必要となっています。

また、発達障がいのある子どもの子育てにおいては、子どもとの意思疎通がうまくできないことなどから困惑する保護者も多く、その原因や対応方法等に関する情報も求められています。

## 具体的施策

### ①-1 こども総合療育センターを拠点とした地域の療育関係機関への支援

こども総合療育センターを障がいのある子どもの療育拠点施設として位置づけ、引き続き地域の療育関係機関への助言や指導等を行うことで、障がいのある子どもが身近な地域において必要なときに適切な療育を受けられるよう、療育環境の整備を進めます。



### ①-2 地域の療育関係機関による支援

地域の療育支援体制を充実するため、地域療育の中核的な支援機関として2次圏域ごとに設置されている「地域療育センター」が障がい児通所支援事業所や市町村といった1次圏域の療育関係機関に対して効果的に適切な療育の支援を行います。

また、2次圏域内の療育関係機関を構成メンバーとする「地域療育ネットワーク会議」において、2次圏域内の障がいのある子どもの状況や地域療育の課題について情報交換を行うとともに、対策の検討を行うことで地域療育支援の充実を図ります。

### ①-3 障害福祉サービス利用のための環境づくり

障がいのある子どもの障害福祉サービスについては、第4期熊本県障がい福祉計画において、必要なサービス利用量を見込み、その実現に向けた提供体制の確保を図ります。また、喀痰（かくたん）吸引研修や強度行動障がい支援者養成研修等を実施することにより、従事者の質の向上を図っていきます。

さらに、障がいのある子どもが身近な地域で療育が受けられるよう、必要なサービス利用量を把握するとともに、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障がい児通所支援の充実及び質の向上を図ります。

### ①-4 認定こども園、幼稚園、保育所における障がいのある子どもの受入体制の充実

認定こども園、幼稚園、保育所における障がいのある子どもの受入人数は増加しています。

各施設において受け入れた障がいのある子どもに対する対応が十分にできるよう、受入体制の整備への支援を行います。

### ①-5 在宅の重症心身障がい児の日中活動の場の確保

心身に重度重複の障がいのある在宅の重症心身障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、市町村が実施する日中一時支援事業等を支援します。

### ①-6 夏休みや放課後の地域における障がいのある子どもの受入体制の充実

障がいのある子どもの日中における活動の場を確保し、障がいのある子どもの家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息が図られるよう、市町村が実施する日中一時支援事業を支援します。

また、日中一時支援事業所において、医療的ケアが必要な重度の障がいのある子どもの預かりが促進されるよう市町村を支援します。

## ②-1 発達障がいに関する普及啓発の充実等

発達障がいに関する理解を広く県民に普及啓発するため、熊本市や発達障がい者支援センターと連携して講演会や事例検討会を開催し、具体的な支援の方法等について参加者に有益な情報を提供するとともに、県発達障がい者支援センターと連携して、県民に配布する啓発パンフレット等を作成するほか、発達障がいのある子どもやその家族への支援に関する各種情報を県や市町村のホームページ等を活用して周知します。

また、市町村が行う乳幼児健康診査等において、保護者向けの啓発リーフレット等を活用し、早期の気づきと早期支援の充実を図ります。

さらに、発達障がいのある子どもの子育て支援のために、保護者に対して子どもとの関わりを楽にするペアレントトレーニングなど、保護者の不安が軽減される知識や技術的手法についての情報提供に一層努めます。

## ②-2 発達障がいに関する医療体制の充実等

熊本大学医学部附属病院内に設置した「発達障がい医療センター」に専任医師及び精神保健福祉士を配置し、医師等を対象とした症例検討会の開催や発達障がいを診療できる医師を養成する研修プログラムの開発を行い、地域において発達障がいの診療ができる医師を確保する取組みを進めます。

このほか、発達障がいの診療スキルの向上を目指す医師が、全国の先進的な医療機関等で研修を受けることができる派遣事業を行います。

## ②-3 発達障がいに関する相談支援体制の充実等

県の施策を効果的に実施するため、北部発達障がい者支援センター「わっふる」と南部発達障がい者支援センター「わるつ」が連携して相談支援や普及啓発の各事業を実施するとともに、熊本市発達障がい者支援センター「みなわ」とも連携して取り組むことで、県下全域において発達障がいのある子どものライフステージに沿った総合的な支援の充実を図ります。

また、発達障がいのある子どもやその疑いのある子どもとその保護者、保育士、教員等といった関係者が必要な時期に適切な支援が受けられるように、こども総合療育センターや南北2箇所の県発達障がい者支援センターが、県内10箇所の地域療育センターや児童発達支援センター等と連携して支援するとともに、その役割を分担することで、1次圏域、2次圏域、3次圏域の各支援機関による重層的かつ効果的な支援体制の充実を図ります。

## 数値目標

項目	現状 (H25)	目標値 (H31)	目標設定の考え方
訪問系サービス年間利用延べ時間	506,066	721,668 (H29)	障がい者全体のサービス利用量を算定(第4期障がい福祉計画の目標値)

## (2) 特別支援教育の充実

### 現状・課題

#### ① 支援体制の充実が必要

平成19年4月に「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行され、それまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、すべての学校において特別支援教育を実施することとなりました。

それに伴い、本県では、対応が困難な事例ほど専門性のある支援者から支援を得られる「段階的な支援体制」を構築し、支援が必要な幼児児童生徒に対して組織的な支援を実施してきました。各学校においては、校長が指名する特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会を開催するとともに、個別の教育支援計画等を作成し、一人ひとりに応じた組織的・計画的な支援を実施するようしてきました。

しかし、近年の発達障がい等の特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の急増や医療的ケアを必要とする児童生徒の増加、就労を希望する生徒に対する企業開拓など、多様化する教育的ニーズに対応する支援体制の一層の充実が必要となっています。

また、就学前、就学時期、就労時期などの移行期に、一貫した支援を効果的に行うための支援内容の引継ぎや保護者の就学等の悩みに丁寧に応える早期からの相談体制の充実も必要となっています。

#### ② 教員の専門性の向上が必要

学校が把握する発達障がいの診断を受けている児童生徒は年々増加傾向にあり、そのうち半数以上は小中学校の通常の学級で学んでいる現状があります。しかしながら、通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童生徒の個別の教育支援計画の作成率は約50%前後であり、高校においては約23%と十分な支援が行われているとは言えない状況にあります。

そのため、すべての教員の障がいに関する理解啓発を図り、障がいの特性に応じた指導・支援の充実を図ることが必要となっています。

### ③ 交流及び共同学習の推進が必要

障がいのある児童生徒にとっても障がいのない児童生徒にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てるうえで交流及び共同学習の推進が必要となっています。

## 具体的施策

#### ①-1 個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎの推進

学校における組織的な支援体制の活性化を図るとともに、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個別の教育支援計画の作成と同計画を活用した支援の充実を図ります。また、一貫した支援を行うために、幼稚園や小中学校及び高等学校等との連携を深め、同計画を確実に引き継ぐなどして移行支援を充実させます。

また、就学前・学齢期・学校卒業後の支援のあり方について、関係者間で情報を共有し、学校と家庭での一体的な支援を行うなど、教育と福祉、保健、医療、労働分野の連携を進めます。

#### ①-2 特別支援学校のセンター的機能の充実

特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能の一層の充実を図り、小中学校等の教員への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、研修協力などについて充実を図ります。

#### ①-3 幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた支援の充実

県立特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な児童生徒の安全安心な学習環境の整備と保護者の付き添い負担軽減のため、引き続き学校に看護師を派遣して医療的ケアを実施します。

また、県立特別支援学校に配置している就労先開拓等を行っているキャリアサポーターや小中学校等に配置している児童生徒への学習支援や日常生活の介助などの支援を行っている支援員等についても引き続き配置して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります。

#### ②-1 人材の確保

特別支援教育の専門教員の充実や免許状の取得の促進など、専門性の高い人材の育成・確保に努めます。

## ②-2 特別支援教育に関する専門性の向上

小中学校や高等学校など多様な学びの場に応じた研修体制の充実により、すべての教員の専門性の向上を図るとともに、特に児童生徒が急増している特別支援学級や通級指導教室を担当する教員については、研修の機会を確保し研修内容を充実させ、指導力強化を図ります。

また、障がいのある児童生徒を含め、すべての児童生徒が理解しやすいユニバーサルデザインの視点に基づいた授業改善や学習環境の整備を進めます。

## ③ 交流及び共同学習の推進

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、幼児児童生徒の教育的ニーズに確実に応えることができる多様な学びの場において支援の充実を図ります。

さらに、特別支援学校と小中学校、高等学校との間、また特別支援学級と通常の学級との間でそれぞれ行われる交流及び共同学習を推進するとともに、障がいのある人とない人が共に学ぶ共生社会の実現に向けた教育環境づくりを目指します。

### 数値目標

項目	現状 (H25)	目標値 (H31)	目標設定の考え方
高等学校において、学校が把握する発達障がいの診断を受けている生徒についての個別の教育支援計画の作成率	23.9%	60.0% (H30)	熊本県教育振興基本計画の目標値。 H25年度現在、既に個別の教育支援計画に着手している高等学校における同計画作成率は60%弱となっており、未作成の学校においても、同率達成を目指す



## 5 子どもの貧困対策の推進

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、同法第9条第1項において、都道府県は、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨規定されました。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策を総合的に推進するため、本計画の中において、子どもの貧困対策についての計画を兼ねて定めることとしています。

なお、子どもの貧困対策の推進にあたっては、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、国、県、市町村、民間の企業・団体等が連携・協働して取り組むとともに、積極的に広報・啓発活動等を展開していきます。

### ① 教育の支援が必要

子どもたちの将来が、その生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない現状を踏まえ、すべての子どもが、基礎学力を身に付け、希望する進路を実現できるよう、確かな学力の育成を支える必要があります。

多くの貧困世帯で、子ども達が学習面での課題に直面しており、経済的な問題で、子ども達が夢をあきらめることがないよう、学習環境の整備や、進学の支援に取り組む必要があります。

### ② 生活の支援が必要

貧困世帯は、心身の健康、借金、家庭、人間関係など、複合的で多様な課題を抱えており、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、世帯の生活を支え、子どもの成長や就労を支える総合的な取組みが求められています。

また、貧困世帯に属する子ども達は、貧困に伴う直接的な不利益ばかりではなく、地域社会からの孤立や理解者の不在により、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されており、そうした状態に陥らないように、相談事業や交流事業の充実を図っていく必要があります。

### ③ 保護者に対する就労の支援が必要

保護者に対する、就労やキャリアアップ支援による世帯所得の向上は、子どもの貧困対策の中でも、最も基本的かつ優先度の高い取組みです。

ハローワークと連携した就労支援や、スキルアップのための各種講習会の開催、自立に向けた資格取得の支援など、一人ひとりのキャリアや経験など、それぞれの置かれている状況に応じた細やかな支援が求められています。

#### ④ 経済的な支援に関する課題

子どもの貧困対策を進めるにあたっては、就労や生活、教育に係る様々な取組みを進めていくほか、世帯の状況や所得に応じ、各種手当や給付、貸付制度などにより、世帯の生活の基礎を支えていく必要があります。

(参考)

#### ◎県内の生活保護受給世帯に属する小・中・高校生の数

県内の生活保護受給世帯に属する小・中・高校生の数は、平成 18 年度は、1,185 人でしたが、平成 23 年度には 1,857 人と、5 年間で 672 人 (57%) 増加しています<sup>1</sup>。また、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率は 28.2%<sup>2</sup> と、一般世帯 (43.6%)<sup>3</sup> に比べて厳しい数字となっています。

#### ◎ひとり親世帯の状況

児童扶養手当を受給している母子家庭の数は、平成 20 年度は 16,731 世帯でしたが、平成 25 年度は 17,521 世帯と、5 年間で 790 人 (5%) 増加しています<sup>4</sup>。

また、母子家庭の母の就業や家計の状況をみると、就業率は、88%と高い水準にあるものの、そのうち正社員の割合は 46%で、多くのひとり親が身分の不安定な非正規就業であることが分かっています。

さらに、年間勤労収入の平均は 159 万円であり、児童扶養手当等を含んだ総収入でも、180 万円と、平均的な世帯の約 3 分の 1にとどまっており、ひとり親家庭の多くが貧困に直面しています<sup>5</sup>。

---

<sup>1</sup> 出典：H18. H23 「被保護者調査」 (厚生労働省)

<sup>2</sup> H25 熊本県、熊本市調査結果

<sup>3</sup> H25 「学校基本調査」 (文部科学省)

<sup>4</sup> 出典 H20. H25 「福祉行政報告例」 (熊本県集計)

<sup>5</sup> 出典：H24 「熊本県ひとり親家庭等実態調査」 (熊本県)

## 具体的施策

### ○教育の支援

#### ①-1 生活保護世帯、生活困窮世帯等の子ども達に対する学習の支援

生活保護世帯、生活困窮世帯等の子どもたちを対象に、①子どもやその親が日常的な生活習慣を身に付けるための支援、②子どもの進学に関する支援、③引きこもりや不登校の子どもに関する支援を行い、子どもの健全育成を図ります。

#### ①-2 ひとり親家庭の子ども達に対する学習の支援

ひとり親家庭の子ども達が夢を叶えることができるよう、地域の公民館や社会福祉施設などで、退職された教員の方などが子ども達に勉強を教える「地域の学習教室」や、ひとり親家庭の子ども達が学習塾で受講料の割引を受けることができる「ひとり親家庭応援の塾」など、地域や企業団体と連携し、学習を支援する取組みを進めていきます。

#### ①-3 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

子ども達が抱える様々な問題に寄り添い、成長をしっかりと支えていくために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を学校や教育事務所等に配置・派遣し、相談体制・支援体制の充実を図ります。

### ○生活の支援

#### ②-1 生活困窮者自立相談支援事業の実施

生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの自立を支援するため、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等の包括的な支援を行います。

#### ②-2 住宅セーフティーネット形成の推進等

住宅に困窮する世帯が安心して暮らすことができるよう、住宅確保給付金の支給に取り組みます。

また、ひとり親家庭の居住の安定を図るため、公営住宅への入居における優遇措置を実施するなど、住宅セーフティーネットの形成を推進します。

#### ②-3 ひとり親家庭等に対する相談体制の充実

ひとり親家庭等について、母子家庭等就業・自立支援センターを中心に、就業や生活に係る様々な相談に対応するとともに、NPO法人等とも連携し

ながら相互交流を進めていきます。同時に、仕事と子育ての両立が困難な場合が多いことを踏まえ、家事や育児の支援を行う日常生活支援事業を推進していくとともに、様々な要因で自立した生活が困難な状況にある方への支援として、母子生活支援施設の活用も図ります。

#### ②-4 児童養護施設等における家庭的養護の推進

様々な事情により家庭での養育が十分に期待できない子どもについては、児童養護施設や里親における家庭的養護を進めます。

#### ②-5 子どもの就労支援策の推進

貧困の連鎖を断ち切るためには、親の就労支援と同時に子どもの就労支援も重要であり、望ましい勤労観、職業観の育成等のキャリア教育の充実、若者の就職支援、フリーター等の常用雇用のための能力開発や支援等、多様な就労ニーズに対応した就労支援に努めます。

### ○保護者に対する就労支援

#### ③-1 関係機関の連携による支援の充実

保護者に対する、就労やキャリアアップ支援による世帯所得の向上は、子どもの貧困対策の中でも、最も基本的かつ優先度の高い取組みであり、生活困窮者や生活保護受給者に対して、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援などきめ細かい支援を実施します。

#### ③-2 ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭等に対しては、母子家庭等就業・自立支援センターによる職業相談や職業紹介を行うとともに、高等職業訓練促進給付金事業、自立支援教育訓練給付金事業等、また、母子家庭の母等の就労支援に資する職業訓練を推進し、親の学び直しや資格や技術の取得を支援します。

#### ③-3 多様な就労ニーズに対応した就労支援の実施

就労やキャリアアップ支援による世帯所得の向上を目指し、非正規労働者や離転職者等、子育て中の女性等を対象としたキャリアアップや再チャレンジを含む就労支援等、多様な就労ニーズに対応した就労支援を実施します。

### ○経済的支援

#### ④-1 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の貸付け

ひとり親世帯や寡婦世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて、

その扶養している児童の福祉を増進するために、修学資金や技能習得資金等、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行います。

#### ④-2 養育費取得の支援

養育費の取決め率、履行率が低いことが母子家庭の貧困の要因の一つとなっていることを踏まえ、養育費取得の支援を行っていきます。

#### ④-3 教育費負担の軽減による就学支援

勉学意欲がありながら経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、授業料の減免を行います。

また、高校生が等しく教育を受ける機会を確保するため、高等学校等就学支援金制度の定着と着実な推進を図ります。

さらに、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度以降の入学者を対象に返済不要の奨学のための給付金を支給し、子どもの就学の支援を行います。

#### ④-4 ひとり親家庭等医療費助成事業の実施

ひとり親及びそのひとり親に扶養されている児童又は父母のいない児童について医療費自己負担額の一部を助成することにより、健康の保持と家庭生活の安定を支援します。

#### ④-5 生活保護世帯進学「夢」応援事業の推進

生活保護制度では、生活保護世帯の子どもが大学等へ進学する場合、世帯分離として取扱い、保護の対象とならないため、学費及び生活費は奨学金や本人のアルバイト等により賄わなければならない、このことが進学を諦める要因の一つになっていました。そこで、大学等での就学期間中の生活費を貸し付けるなど、安心して就学できるよう引き続き支援します。

### 数値目標

項目	現状 (H25)	目標値 (H31)	目標設定の考え方
地域の学習教室開催 箇所数・生徒数	23 箇所 84 人	40 箇所 120 人	第3期熊本県ひとり親家庭等 自立促進計画の目標値